黒部市創業促進事業奨励金について

本制度は、市内での経済活性化を図るため、黒部市創業支援計画の特定創業支援事業となっている創業塾などを活用し、市内で創業された方に対して奨励金を交付して支援を行うものです。

《交付対象者》 中小企業基本法に定める小規模事業者であり、以下①、②に該当する方
①黒部市創業支援事業計画において特定創業支援事業である創業塾などの修了者
②黒部市内で創業する者

《補助金の額》 創業時の従業員数０～４人・・・３０万円
創業時の従業員数　５人　・・・４５万円　　※経営者本人は除きます。

《手　続》 必要書類を市役所へ提出してください。
申請書及び請求書は商工観光課窓口、市ＨＰから取得できます。
補助金を申請できる期間は創業を開始してから１年以内です。
申請から振込までは事務手続き上１～２か月かかります。

※提出書類
①黒部市創業促進事業奨励金交付申請書
②個人事業主の開業届出書又は法人登記簿謄本の写し
③市税の納税証明書
④黒部市創業支援事業計画にある特定創業支援事業等を受けたことの証明書の写し
⑤請求書

※提出先　　黒部市役所　商工観光課　（黒部市三日市１３０１）

※申請書等の記入で不明な点があれば
お電話下さい。

【お問合せ先】
黒部市商工観光課　商工労働係
TEL　０７６５－５４－２６１１